

### 第3回高齢者医療制度改革会議の議題に対する意見

全国後期高齢者医療広域連合協議会  
会長 横尾俊彦

後期高齢者医療制度廃止後の新たな制度の創設に当たり、当協議会の考え方については、昨年9月30日及び11月20日に長妻厚生労働大臣に別添の要望書を提出したところである。

特に、本日の議題である「運営主体のあり方」については、次のように示している。

- ① 国又は都道府県の立場を明確にすること。
- ② 国及び都道府県が主体的な役割を果たす制度とすること。

また、本日の資料に挙げられている「広域連合のメリット・デメリット」については、次のようなことも検討すべきである。

- 保険業務はもとより、行政処分事務、企画調整事務等もあり、常に法律等に長けた職員等が必要だが、広域連合職員は、概ね2～3年を期間とする派遣職員であり、こうした職員の確保は難しく、制度に対するスキルアップを図り難いこと
- 広域連合のためだけに議会や各種委員会などが設置されており、このための事務負担も大きく、また非効率な面も内包していること
- 運営主体を都道府県とすれば、都道府県民を対象として健康増進策を含む医療費適正化や医療サービスの提供等の政策と有機的な連携を図ることができるが広域連合では十分に連携を図ることができない

なお、以下の点にも特段の配慮が必要と考えられる。

- ①中間とりまとめに向け、改革会議として各論ごとに、ある程度の意見集約を諮り、方向性について適宜示すことが望まれる。
- ②意識調査の実施や地方公聴会の開催について、どの時期に、何を実施し、何を決めるのかについて、より詳細で具体的なスケジュールを明らかにすべき。
- ③広域連合や関係団体等からの意見を改革会議にフィードバックすることで議論をより深化させる必要があると考えられるが、今後、広域連合に対して意見聴取を行い、再度改革会議において議論する機会があるべきではないか。

→ 関係者からの十分な意見聴取を行わず、徒に時間だけが経過し、十分な検証等もないまま、見切り発車状態で移行することで、現行制度施行時の二の舞になることだけは避けるべき。



# 後期高齢者医療制度に関する要望書

平成21年9月30日

全国後期高齢者医療広域連合協議会

後期高齢者医療制度は、従来の老人保健制度が抱える問題点を解決するため、また、増大する高齢者の医療費を国民全体で安定的・長期的に支え、国民皆保険を将来にわたって維持することを目的に、10年以上の議論を経て、平成20年4月から施行された制度であります。

制度施行当初は、制度周知の不足から名称や保険料、年金天引き等に批判が集中し、被保険者を始め、多くの国民に不安と混乱が生じたものの、保険料の軽減対策や納付方法の選択制など、きめ細やかな対応や制度改善により、今日では、制度の定着化と安定的な運営がなされているところです。

このような状況の中、今般、民主党を中心とした新政権が発足し、平成21年9月9日の三党連立政権合意の中でも「後期高齢者医療制度廃止」が掲げられております。

しかしながら、本制度を性急に廃止することは、これまでの制度構築に要した多額の経費と各広域連合及び市区町村の努力を無にするだけでなく、被保険者はもちろんのこと医療現場にも、再び多大な混乱を招きかねず、安心して安定した医療の提供が困難になることが懸念されます。

本制度の運営を担う全国の後期高齢者医療広域連合をもって組織された本協議会といたしましては、民主党マニフェストに明記されている「将来、地域保険として一元的運用を図る」とする道筋が実現するまでの間、高齢者と現役世代の負担の明確性、都道府県単位の財政運営による保険料負担の公平性、財政基盤の安定性といった、現行制度の根幹を維持することを強く求めるものであります。

また、新制度への移行に際しては、下記事項について十分配慮されるよう強く要望いたします。

## 記

- 1 新たな制度設計の全体像を提示し、移行段階における詳細な工程を明らかにした上で、円滑な新制度への移行を行い、医療制度に対する国民の信頼と安心を高めるとともに、制度移行に必要な財源については、国民または地方へ新たな負担を強いることなく、全額国において負担すること。
- 2 運営主体である広域連合、市区町村等との開かれた議論を行い、その意見を十分に尊重すること。
- 3 国の責任による制度説明を徹底することにより、被保険者を始め、医療機関、広域連合、市区町村等の現場に混乱が生じないように配慮すること。
- 4 都道府県単位の財政運営による保険料負担の公平性及び財政基盤の安定性といった利点は必ず引き継ぎ、国又は都道府県の立場を明確にすること。
- 5 電算システムの構築に当たっては、不具合による混乱や実務への多大な影響の二の舞を演じないよう十分な準備・検証期間を確保し、安定した運用が可能なシステムとすること。

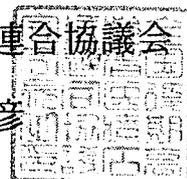
平成21年9月30日

厚生労働大臣

長 妻 昭 様

全国後期高齢者医療広域連合協議会

会長 横 尾 俊 彦





# 後期高齢者医療制度に関する要望書

平成21年11月20日

全国後期高齢者医療広域連合協議会

平成21年10月26日の鳩山首相の所信表明演説において、「財政のみの視点から医療費や介護費をひたすら抑制してきたこれまでの方針を転換し、質の高い医療・介護サービスを効率的かつ安定的に供給できる体制づくりに着手する」旨の方針が示され、後期高齢者医療制度を廃止し、新たな制度を創設する考えが表明された。

新制度のあり方については、今後開催される「高齢者医療制度改革会議」で検討されることとなったが、本年9月30日に当協議会が提出した要望事項を十分踏まえ、被保険者等に不安や混乱を招くことなく、幅広い国民の納得と信頼が得られる新たな制度が設計されることを望むものである。

また、新制度移行まで継続される現行制度についても、これまでの運営等において既に改善が行われた事項については継続実施し、さらに、課題とされている事項についても早急に改善することが必要である。

現行制度の円滑な運営と新制度の構築に向け、下記に掲げる事項について、特段の配慮をされるよう要望する。

# 後期高齢者医療制度に関する重点要望

## 1 現行制度に関する重点要望事項

- (1) 現行制度の継続期間においては、これまでに課題として整理されている事項について、広域連合、市区町村等との意見交換を十分に行い、その意見を尊重し、現場等への影響を考慮した上で、スケジュールの調整等を行い、早期に改善すること。
- (2) 次期特定期間に係る保険料率の改定において、被保険者の負担増を最大限軽減すべく、国において十分な財源を確保し、抑制措置を行うこと。  
また、今年度限りとされている保険料軽減措置についても継続実施し、その財源は全額国において負担とすること。
- (3) 保険料の特別徴収について、対象となる年金の選択制の導入、月次捕捉による速やかな特別徴収移行等が可能となるよう関係機関へ要請し、改善すること。
- (4) 広域連合及び市区町村の業務に支障が生じないように、適宜、適切な電算処理システムの改修を行うこと。

その際、広域連合及び市区町村の関連システムへの影響を十分に考慮し、動作確認などの検証を確実にできる期間を確保したスケジュールで実施し、必要な経費は、市区町村システムの改修等も含め、国において万全の財政措置を講じること。

また、システムに支障が生じた際には、迅速かつ適切に対処できる体制を構築すること。

## 2 新制度に関する重点要望事項

- (1) 新制度の導入に当たっては、国民の合意を得られるよう、持続可能で分かりやすいものとするため、被保険者及び関係機関と十分な議論を行い、意見を反映させるとともに、必要な財源については、全額国において確保すること。
- (2) 制度の安定的な運営及び権限と責任の所在を明確にするとともに、国及び都道府県が主体的な役割を果たす制度とすること。
- (3) 新制度における電算処理システムの構築に当たっては、十分な準備・検証期間を確保することにより、完成度が高く、安定した運用が可能なものとするとともに、支障が生じた際には、迅速かつ適切に対処できる体制を構築すること。

## 後期高齢者医療制度に関する要望

### 1 現行制度に関する要望事項

(1) 国による広報を積極的に行うとともに、広域連合、市区町村等の広報施策の充実のための財源を確保すること。

#### (2) 保険料について

① 保険料率上昇要因の一つである後期高齢者負担率を現行のまま維持すること。

② 低所得者に係る軽減判定について、世帯から個人へ変更すること。

③ 被扶養者に係る情報提供時期について、迅速な軽減判定が行えるよう誕生日後速やかに提供すること。

④ 審査支払手数料は、保険料算定項目であるため、国庫補助の対象とすることにより、被保険者の負担軽減を図ること。

(3) 長寿・健康増進事業は、複数年度継続して実施することで効果が表れるものであるため、継続した財政措置を行うこと。

(4) 国庫負担金、調整交付金、国庫補助金等の交付については、年間交付計画を明確にするとともに、保険者の支払計画に支障のないよう速やかに交付すること。

また、被保険者の負担割合に影響が及ばないよう、国においては療養給付に対する定率交付は12分の4を確保し、広域連合間の所得格差を調整する「調整交付金」は国において別枠で調整額を確保すること。

- (5) 被保険者資格証明書交付に関する発行権限と国の判断基準との関係を整理の上、必要な措置を講じること。
- (6) 基準収入額適用申請、限度額適用・標準負担額減額認定申請等の各種申請について、必要な情報が公簿等により確認できるものは、申請を省略できるものとする。
- (7) 医療費の一部負担金の負担割合及び自己負担限度額の負担区分の判定を個人単位で行うこと。
- (8) 柔道整復、はり・きゅう及びあんま・マッサージに係る支給申請書等について、電子データ化の推進を行うこと。
- (9) 年金記録の訂正により年金受給額が増額された被保険者等への対応について、国民健康保険・介護保険と同様、広域連合等関係機関に対し、その取り扱いを示すこと。

## 2 新制度に関する要望事項

- (1) 制度説明に当たっては、国の責任において、被保険者等に十分な周知広報を行うことにより、現場に混乱が生じないようにすること。
- (2) 新制度における電算処理システムの構築費用（ハード、ソフト、研修）については、地方へ負担を転嫁することなく、国の責任において全額措置すること。

平成21年11月20日

厚生労働大臣

長 妻 昭 様

全国後期高齢者医療広域連合協議会

会長 横 尾 俊 彦

